矢板市指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

## 矢板市長 印

犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金·重傷病見舞金)支給(不支給)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・重傷病見舞金)の支給については、次のとおり決定したので、矢板市犯罪被害者等支援条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

	給			, –	支給 • 不支給
支	給	決	定	額	円
支	給	Ø	条	件	次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長の請求に応じ、当該見舞金を返還すること。 (1) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。 (2) 矢板市犯罪被害者等支援条例又は矢板市犯罪被害者等支援条例施行規則の規定に違反したとき。
不 支 給 の 理 由 (不支給の場合)					

## (教 示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3月以内に、矢板市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があった ことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算し て1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内)に、矢板市を被告として(訴訟において矢板市を代表する者は、矢板市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)